

桐生市議会 創志会 行政視察報告書

視察都市	東京都 千代田区
視察日時	令和 4年 4月 18日 (月) 11時 00分 ~ 12時 00分
訪問先	衆議院議員会館 (第二会館) 〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-2-1 Tel. 03-3581-5111
参加者	人見武男 佐藤光好 園田基博 石渡宏明 北川久人 工藤英人
視察項目	① 国会活動拠点のひとつ、衆議院議員会館について ② 民法改正に伴う成年年齢の引下げ、改正少年法について ③ 国土形成計画、地方創生移住支援、過疎対策について

■ 視察内容:

国会活動拠点のひとつ、衆議院議員会館について:

◎ 面談者:

衆議院議員 井野俊郎 秘書 川崎 陽子 様

◎ 建築概要: https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr6_000031.html

- ・国会活動拠点のひとつとして、衆・参両議院が管理官署を担う議員会館。尚、衆議院には第一・第二議員会館が置かれ、参議院には参議院議員会館が置かれている。
- ・これらの議員会館群は、国会議事堂を中心に等間隔に配置されており、その中央に位置する第二議員会館は、国会議事堂の中央塔からの軸線高さから押さえられた、景観的一体感の実現が図られている。
- ・会館内には議員事務室の他、会議室、多目的ホール、食堂、喫茶店、売店、土産店、喫煙所、理容室、歯科医院、旅行代理店出張所、銀行支店、柔道場、剣道場、トレーニングジム等が併設されている。

- ・また、地下通路が各々整備されており「国会議事堂」および東京地下鉄「国会議事堂前駅」・「永田町駅」とのアクセスが可能となっている。
- ・これらの議員会館は旧会館からの建替えによるもの。旧会館は老朽化が進んでおり、セキュリティ、情報インフラ、バリアフリー、環境対策等への課題が山積していたことを背景に、2007年度（平成19年度）からPFI方式（Private Finance Initiative：公共施設整備等を民間資金、経営および技術的能力を活用して行う手法）にて建替え事業を実施。

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/aboutpfi/aboutpfi_index.html

- ・鉄骨造 地上12階 地下4階、建築面積 6,029m²、延面積 92,770m²
- ・参議院新議員会館は2010年（平成22年）6月に竣工。衆議院新議員会館は同年7月に竣工。
- ・尚、議員事務室は旧会館の約40m²/室から約100m²/室へと拡大された。
- ・総工費は参議院新議員会館1棟で約600億円。衆議院新議員会館の第一・第二2棟合計で約1,106億円。



↑ 国会活動拠点のひとつ、第二議員会館の様子

民法改正に伴う成年年齢の引下げ、改正少年法について：

◎ 面談者：

法務省 民事局 局付 寺畑 亜美 様
 法務省 刑事局 局付 平野 賢 様
 法務省 刑事局 局付 山田 祐大 様
 法務省 国会連絡調整室 小野 真利 様

◎ 改正概要：

成年年齢の引下げについて：<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>

- ・成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の方の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加促進を期待するもの。
- ・中でも選挙権が与えられることは社会参画への意識向上に繋がり、通じて様々な分野への社会活動参画への働きかけに寄与するもの。
- ・世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流。（OECD加盟国32ヶ国）
- ・様々な契約は自身で行えるようになる。（携帯電話、アパート賃借、

- クレジットカードの作成、ローンを組む、等)
- ・親権に服することなく、自身の住む場所や進学や就職等の進路について、自身の意思で決められるようになる。
 - ・10年有効パスポートの取得や、公認会計士、司法書士等の国家資格に基づく職業に就くこと、家庭裁判所において性別取扱いの変更審判を受けること、等も18歳で出来るようになる。
 - ・飲酒や喫煙は20歳という年齢が維持されており、国民年金の加入義務が生じる年齢も20歳以上のままとっている。
 - ・未成年者が親の同意を得なければならないことに変更はなし。
 - ・未成年者の消費者被害を抑止する「未成年者取消権」の行使が及ばなくなることから、いかに消費者保護を図っていくかが大きな課題。

改正少年法について：https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00015.html

- ・18・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分決定をする。
- ・原則逆送対象事件に死刑、無期または短期、1年以上の懲役や禁錮にあたる罪の事件が追加される。
- ・起訴された場合、実名報道の禁止が解除される。



【質疑応答】

- Q 成年年齢引下げに伴い生じる変更点の学生周知については？（北川）
- A 家庭科や公共授業を通しての各種啓蒙活動を依頼しているが、現段階学習指導要領に組み込まれてはおらず、パンフレットやQRコードからの広報活動に留まっている。法務省、文部科学省、教育委員会等、省庁を連携して力を入れていかなければならない課題として捉えている。
- Q 改正に伴う保護観察官の従事領域への影響、負担増を危惧...（佐藤）
- A 少年法において「特定少年」として引き続き少年法が適用される。今後の家庭裁判所における判断の「積み重ね」が重要と捉えている。

国土形成計画、地方創生移住支援、過疎対策について：

◎ 面談者：

国土交通省 国土政策局 総合計画課 課長補佐 渡部 洋己 様
デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 参事官補佐 金子 武将 様
総務省 地域力創造グループ過疎対策室 室長 大田 泰介 様
総務省 地域力創造グループ過疎対策室 総務事務官 高野 健太 様

◎ 国土形成計画について：<https://www.mlit.go.jp/common/001100228.pdf>

- ・本格的な人口減少社会に正面から取り組む国土計画が必須である。
- ・対流促進型の国土形成 … 「対流」こそが日本の活力の源泉。
対流とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト・モノ・カネ・情報、の双方向の活発な動き。
それ自体が地域に活力をもたらすと共にイノベーションを創出する。
地域の多様な個性が対流の原動力であり、個性を磨くことが重要。
- ・キーワードとなるのは「コンパクト＋ネットワーク」。医療、福祉、商業等の機能をコンパクトに集約し、交通、情報通信、エネルギーの充実したネットワークを形成。人口減少社会における適応策・緩和策を同時に推進していく。

【質疑応答】

- Q 都市機能の移転が頻繁に話題となったことがあるが現状は？（園田）
A 端的には「停滞」していると言える。テレワークを始めとしたリモートやサテライト・オフィス化が推進される中、戦略的な企業の地方移転等もあり、現状に即した取組みを各省庁にて推進している。

◎ 地方創生移住支援事業について：https://www.chisou.go.jp/sousei/ijyu_shienkin.html

- ・東京 1 極集中の解消。地方への UIJ ターンによる起業、就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援する。
- ・地域の中小企業等への就業や、テレワークで移住前の業務を継続する場合、最大 100 万円（世帯：最大 100 万円、個人：最大 60 万円）を支援。

【質疑応答】

- Q どのような成果実績となっているか？（工藤）
A 令和元年 123 人（群馬 3 人）、2 年 563 人（群馬 15 人）、3 年 1,900 人（群馬 167 人）、と着実に成果に結びついている。

◎ 過疎対策について:

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

- ・ 過疎地域面積は 238,675km² に及び、全国 63.2%を占めている。
- ・ 旧法が期限を迎え、過疎地域の持続的発展の支援に関する新たな特別措置法を制定。市町村毎に「人口要件」と「財政力要件」で判定する。
- ・ 過疎地域等における地域課題解決のための取組みとして以下支援する。
 - ※ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
 - ※ 過疎地域持続的発展事業 ※ 過疎地域集落再編整備事業、
 - ※ 過疎地域遊休施設再整備事業

【質疑応答】

Q 当該事業への関心が高い中、自治体同士での「取り合い」的な側面が生じているようなことを耳にするが、そうしたことを背景として意図的な選定（こちらをやったからあちらはダメ、というような）や複数申請は受け付けてもらえない、というような事態はあるか？（北川）

A 限られた財源であることはその大前提として看過はできないが、だからと言って意図的な選定の制約はない。あくまでも内容次第であり、その具現性次第では全採用も可能である。



■ 行政視察 所感:

- ◎ 法務省、国土交通省、総務省、それぞれのご担当者様から今回、直接話を伺う機会を得られたことは大変有意義であった。
- ◎ その一方で「国・県・地方」という組織の中にあっては上階層に位置することとなる国の省庁に勤務されておられるご担当者様からの説明、そのビジョンには画一的な印象が拭えず、地方が抱える課題や実情に関して果たしてどれだけの調査や理解が及んでいるのか、という疑念は残った。
- ◎ 対省庁という観点においては、地方(地元)選出の国会議員の働き如何によるところがひとつの選択肢であると考える。その適切なパフォーマンスを支える活動を担うべき、市議会議員の重責を改めて今回痛感した。

■ 視察成果による当局への提言または要望等:

成年年齢引下げに伴う「消費者被害」の拡大リスクを決して起こすことのないより一層の取組みを是非検討いただきたい。特設ウェブサイト「大人への道しるべ」を始めとし、法務省が各種広報活動に尽力している姿勢を今回伺うことができたが、「これから」の方々と「いままさに渦中」の方々とでは、その緊急度合が著しく異なることを留意した適切なアプローチが必要と考える。

関心の高かった過疎対策について、今回の短い面談時間の中でその上位計画を詳しく聞き出すまでには至らなかったが、桐生市人口ビジョンを主幹として展開が施されている各々多くの施策こそがまさに、適格に地域の実情を捉えたものであることは改めて言うまでもない。その進捗をしっかりと見届けていきたいと考えると共にそれぞれの鋭意の実現を期待したい。

以上